

○立命館大学アスリート・クリエイター育成奨学金規程

2012年4月25日

規程第985号

(名称)

第1条 本大学に立命館大学アスリート・クリエイター育成奨学金(以下「奨学金」という。)を設ける。

(目的)

第2条 奨学金は、課外自主活動におけるスポーツ、文化、芸術または研究において顕著な実績を修めており、世界または日本のトップとなることが期待できる学生の正課活動および課外自主活動を通じた成長を促進することを目的とする。

(種別)

第3条 奨学金は、給付対象者により、次の2種とする。

- (1) S奨学金 スポーツ、文化、芸術または研究の各分野で、出願時まですでに顕著な実績を修めており、世界のトップを目指す者
- (2) A奨学金 スポーツ、文化、芸術または研究の各分野で、出願時まですでに顕著な実績を修めており、日本のトップを目指す者

(給付金額)

第4条 奨学金は、給付金額により、次の2種とする。

- (1) S奨学金 年額1,000,000円
- (2) A奨学金 年額500,000円

(採用人数)

第5条 奨学金の採用人数は、毎年度奨学金の予算の範囲で学生部長が定める。ただし、S奨学金の採用は、10名を上限とする。

(募集)

第6条 奨学金の募集は、毎年1回春学期に行う。

- 2 募集要項は、学生生活会議で定める。
- 3 募集要項には、この規程に定める事項のほか、出願者に提出を求める選考に必要な書類を明記しなければならない。
- 4 募集要項は、本大学のホームページで公開する。

(出願)

第7条 奨学金の受給を希望する者は、募集要項に定める期限までに所定の出願書類を学生

部長に提出しなければならない。

(出願資格)

第8条 奨学金を出願できる者は、学部1回生以上4回生以下の在學生(薬学部薬学科にあっては、1回生以上6回生以下の在學生)であって次の各号のすべてを満たす者とする。

(1) スポーツ、文化、芸術または研究に関して別表1に定める実績を有することまたは同等の競技実績もしくは活動実績を有することが証明できること。

(2) 出願時の取得単位数については、別表2に定める基準を満たしていること。

2 前項にかかわらず、立命館大学学則第57条による停学の懲戒を受けた者は、懲戒期間を含む年度の出願をすることができない。

(再出願)

第9条 過去に本奨学金を受給している者は、再出願することができない。ただし、次の各号のいずれかを満たす場合、再出願を妨げない。

(1) 過去に受給したときの目標および計画とは異なる目標および計画を有する場合

(2) 過去に受給したときの目標および計画をさらに高度化する目標および計画を有する場合

(選考および決定)

第10条 奨学金の受給者(以下「受給者」という。)は学生生活会議が選考し、学生部長が決定する。

2 選考は、種別ごとに、次の各号に定める選考基準を得点化し、合計得点の高い者から順に採用する方法で行う。

(1) 当該学生の資質および能力

(2) 実績

(3) 達成目標の明確性

(4) 活動計画の具体性および実現可能性

(5) 今後の学修計画

3 前項各号の審査基準の得点化にあたっては、活動に関連する指導者または専門家の評価を求めることがある。

(通知)

第11条 学生部長は、受給者に対し、受給の決定および受給手続を通知する。

(給付条件)

第12条 奨学金の給付は、受給者が、次の各号に定める事項に同意することを条件とする。

- (1) 成果報告書を提出すること。
- (2) 大学から求められた場合は成果発表を行うこと。

(給付方法)

第13条 奨学金は、前条の給付条件に同意し、受給手続を完了した受給者に対し給付額全額を一括して給付する。

2 奨学金は、本人名義の銀行口座への振込みにより給付する。

(併給)

第14条 奨学金は、次の各号に掲げる奨学金と併給できない。

- (1) 立命館大学Challenge奨学金（個人）
- (2) 「立命館大学スポーツ能力に優れた者の特別選抜入学試験」特別奨学金
- (3) 「立命館大学文化・芸術活動に優れた者の特別入学試験」特別奨学金

2 前項にかかわらず、前項第2号および第3号の奨学金について、国際大会出場の場合は、学生生活会議の議を経て、学生部長が併給を認めることがある。

(給付の取消し)

第15条 受給者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、学生部長は第10条の決定に遡り、奨学金の給付を取り消すことがある。

- (1) 学籍を失ったとき。
- (2) 休学したとき。
- (3) 第12条に定める給付条件に同意しないとき。
- (4) 所定の日までに正当な理由なく、受給手続を完了しなかったとき。
- (5) 奨学金の出願にあたり、虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。
- (6) 立命館大学学則第57条による停学の懲戒を受けたとき。
- (7) 受給者が、正当な理由なく第12条に定める給付条件を満たさなかったとき。

2 学生部長は、前項により奨学金の採用が取り消された者に対し、給付済みの奨学金の返還を求める。

(学生部長の報告義務)

第16条 前条に定める対応を行ったときは、学生部長はその結果を学生生活会議に報告しなければならない。

(返還)

第17条 第15条により奨学金の返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して1か月以内に請求額を返還しなければならない。

(施行細目)

第18条 施行に関わる細目は、学生生活会議において定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、学生生活会議の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2012年4月25日から施行し、2012年4月1日から適用する。

附 則 (2015年3月25日 薬学部創薬科学科の設置に伴う一部改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則 (2017年6月7日 併給禁止の対象となる奨学金の変更に伴う一部改正)

この規程は、2017年6月7日から施行し、2017年4月1日から適用する。

附 則 (2018年3月19日 採用人数、募集時期および出願資格の変更に伴う一部改正)

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (2019年3月13日 出願資格、選考基準等の変更に伴う一部改正)

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則 (2021年3月31日 併給禁止の対象となる奨学金の変更に伴う一部改正)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

(別表1)第8条関連

種別	分野	実績
S奨学金	スポーツ	・ 国際大会出場 ・ 日本代表
	文化・芸術	・ 国際大会、国際コンクール出場 ・ 日本代表
	研究	・ 国際学会での筆頭発表者または国際学術研究雑誌への筆頭著者としての論文掲載
A奨学金	スポーツ	・ 日本代表候補 ・ 全国大会ベスト8以上 ・ 全国大会入賞 ・ 国民体育大会代表
	文化・芸術	・ 日本代表候補 ・ 全国大会3位以上

	・文化・芸術コンクール等での3位以上相当
研究	・学会（国際学会を除く）での筆頭発表者または学術研究雑誌への筆頭著者としての論文掲載

(別表2)第8条関連

出願日が属する学期までのうち在学した学期数	卒業に必要な単位のうち取得した単位数
0	学業基準なし
1	10単位以上
2	20単位以上
3	30単位以上
4	40単位以上
5	52単位以上
6	64単位以上
7	76単位以上
8	88単位以上
9	100単位以上
10	112単位以上
11	120単位以上